

特別相談「若者のトラブル110番」の実施結果について

東京都は、若者（29歳以下）の悪質商法の被害を未然に防止するため、本年1月から3月に展開した「若者向け悪質商法被害防止キャンペーン」の一環として、3月14日、15日の2日間、特別相談「若者のトラブル110番」を都内23区26市1町と共同で実施しましたので、その結果をお知らせします。

結果の概要

- 特別相談期間中の相談件数は、**全体で91件**
 - ・東京都消費生活総合センター 28件
 - ・区市町の消費生活センター 63件

《都消費生活総合センターで受け付けた相談の概要》

- 退去の際の原状回復費用に関するトラブルなど、賃貸マンション・アパートに関する相談が、一番多くの割合を占める。
- 試供品を注文したはずが定期購入契約になっていたなど、商品到着後にトラブルに発展するインターネット通販に関する相談が複数見受けられる。
- 友人から「儲け話がある」などと誘われ、化粧品や健康食品を販売するマルチ商法に関する相談も複数見受けられる。

若者へのアドバイス

- ★「もうかると言われてマルチ商法に勧誘された」、「SNSで知り合った人に高額な投資用DVDを購入させられた」、「路上で“無料体験”などと呼び止められ、高額なエステ契約をさせられた」など、若者に悪質商法による被害が発生しています。
- ★被害を未然に防ぐために
 - ・「絶対もうかる」という勧誘には乗らないようにしましょう。
 - ・悪質事業者がSNSを悪用して接近し、高額な契約を迫る手口も増えています。SNSで知り合った人と会う時は慎重に対応しましょう。
 - ・うまい話を安易に信用せず、家族や友人に相談しましょう。しつこく勧誘されても「知らない」としっかり断りましょう。
- ★就職や入学など生活環境が変わる時期は、消費者トラブルに遭いやすい時期でもありません。十分に注意しましょう。
- ★困ったときは、一人で悩まず、お近くの消費生活センターに相談しましょう！

東京都消費生活総合センター（新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ16階）

（日・祝日・年末年始はお休みです。）

- ・消費生活相談、多重債務相談 03-3235-1155
 - ・架空請求専用相談 03-3235-2400
- （受付時間：月～土曜・午前9時～午後5時）

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>

「東京くらしWEB」で検索！

○主な相談事例（東京都消費生活総合センター受付分から）

【賃貸アパートの退去費用】

賃貸アパートの退去に際して、大家及び不動産事業者立ち合いのもと、汚れた箇所の確認を行ったが、敷金と同額の原状回復費用を請求された。内訳をみると、クロス張替え費用のほか、諸経費として工事車両の駐車場代やワックス料金が計上されていた。到底納得できるものではないが、どのように交渉したらよieldろうか。

（契約当事者 20歳代 男性）

★消費者へのアドバイス

- ・ 退去時のトラブルを避けるため、契約の際には原状回復などの契約条件をよく確認しておきましょう。また、入居時に部屋や設備の傷や汚れなどを不動産業者等の立会いのもとで確認するとともに、写真に撮るなど記録をとっておきましょう。
- ・ 原状回復費用等については、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の考え方が基準になります。東京くらしWEBの「とらぶるの芽」の「No. 39-2 トラブルにならないようにチェックしましょう!※」を参考にしてください。

※http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/trouble/trouble39_2_chintai_150302.html

【ネット通販によるダイエット食品の購入】

たまたま見つけたサイトで、「有名モデルも愛用」などと宣伝しているダイエット食品に興味を惹かれた。“試供品300円”の表示があったので、早速注文した。しかし、商品到着後に4回合計16,000円の定期購入契約をしていることが分かった。確かに、サイト上には定期購入の説明はあるが、非常に見づらくて気が付かなかった。解約を希望する。

（契約当事者 10歳代 女性）

★消費者へのアドバイス

- ・ 「お試し」「初回割引」「モニター価格」など宣伝文句を見て申し込む前に、定期購入かどうか、解約や返品などができるか、購入条件や返品方法を必ず確認しましょう。
- ・ 送られてきた商品に同封された書面等にもすぐに目を通して、内容をしっかり確認しましょう。

【儲け話の勧誘】

アルバイト先で知り合った人から、「いい儲け話がある」と誘われ、カフェで詳しい話を聞いたところ、どうやら健康食品を販売するマルチ商法のような感じだった。関わりたくなかったので断ったが、その後も同様の儲け話を持ち掛けてくる。信用してもいいだろうか。

（契約当事者 20歳代 男性）

★消費者へのアドバイス

- ・ 「いいバイトがある。友人を紹介すれば収入が入る。」などと友人や大学の先輩等からの誘いであっても、仕組みがよくわからなかったり、不審な点がある「儲け話」は、きっぱりと断りましょう。
- ・ 誘われた時には「被害者」でも、同じ方法で友人などを勧誘すれば「加害者」です。被害の拡大を防ぐため、負の連鎖を断ち切る勇気を持ちましょう。